

## 空き家に関する支援制度

市では、市民の安全・安心な生活環境を確保するため、空き家の取り壊しや活用などの支援を行っています。詳しくは問い合わせください。

申問建築住宅課（☎025-526-5111）へ

### ●空き家等の取り壊しに関する支援「空き家等及び特定空き家等除却費補助金」

除却後の跡地を計画的に利用する、または倒壊などの恐れがある空き家等の除却費用の一部を補助します。

○補助額＝空き家等の除却費用（解体・運搬・処分）の2分の1（上限50万円）

### ●空き家等の活用に関する支援

#### ①「空き家情報バンク制度」

市ホームページなどに、「売りたい・貸したい」空き家の情報を掲載し、「買いたい・借りたい」人に紹介しています。掲載希望者は、毎月第2火曜日の午後に行う無料相談会（要予約）にご参加ください。

#### ②「空き家定住促進利活用補助金」

市外からの移住に伴い、購入した空き家のリフォーム費用の一部を補助します。

○補助額＝空き家のリフォーム費用（20万円以上）の3分の1（上限50万円） ※県外からの移住者、子育て世帯の移住者、誘導重点区域への移住者の場合は各10万円を加算。誘導重点区域で下水道への接続工事を行う場合は、接続費用の3分の1（上限30万円）を加算

#### ③「定住促進生家等利活用補助金」

自身や親の生家に市外から移住または市内転居する際に行うリフォーム費用の一部を補助します。補助額は「空き家定住促進利活用補助金」と同じです。

#### ④「空き家活用のための家財道具等処分費補助金」

空き家情報バンクに登録された空き家について、家財道具等の処分費用の一部を補助します。

○補助額＝家財道具などを業者に委託し搬出処分した費用（5万円以上）の2分の1（上限10万円）



## 上越市住宅リフォーム促進事業

市内経済の活性化と市民の居住環境の向上を図るため、自己の居住する住宅などを施工業者がリフォームする場合に、その経費の一部を補助します。

**時**募集期間＝4月15日☎～5月14日☎ **他**注意事項＝○必ず契約前に申請してください。交付決定前に契約し、工事を始める人は申請書に事前着手届を添付してください（審査や抽選の結果、補助金が交付されない場合があります）  
○過去に交付決定を受けた住宅は対象外です（平成26年度以降に、交付決定後の辞退をした住宅も対象外です） **申**  
**問**申請書に必要書類を添付し、建築住宅課（☎025-526-5111）または各総合事務所へ。申請書は申請先、南・北出張所にあるほか、市ホームページからダウンロードできます

項目	補助内容
対象者	・市内に居住している人または転入を目的として空き住宅をリフォームする人で、付随する条件を満たす人
対象住宅	・対象者が所有し、居住している市内の住宅など（店舗などとの併用住宅は自己の居住部分、集合住宅は自己の専有部分） ・対象者が所有し、定住を目的として再生する市内の空き住宅
補助額	対象工事費の20%（消費税込み。上限10万円） ※申請額の合計が予算額（5,500万円）を超えた場合は抽選
主な対象工事	・外装工事（屋根、外壁、サッシ、ベランダ、風除室など） ・内装工事（床、内壁、天井、ふすま、畳、手すり、浴室、便所など） ・設備工事（照明、システムキッチン、給湯器、下水道の接続、エネファーム、エコジョーズなど） ・その他の工事（物置、車庫、塀、門、スロープ、手すり、舗装など） ※この他にも対象となる工事が有ります。 ※市が実施する他の補助制度を利用する場合、その対象工事を除く工事が対象になります。 ※設計費、家電製品や家具の購入費などは対象外です。
対象となる施工業者	市内に本社を有する法人または住所を有する個人事業者